

エコマーク商品類型No.123「建築製品(内装工事関係用資材)Version2」パブリックコメント一覧

| 意見箇所 | 意見内容 | 対応 |
|------------|--|---|
| フリーアクセスフロア | <p>認定基準案(別表1)では、現行認定基準(別表2)の下記ただし書きと計算式が、削除されておりますが、次の理由(別紙)により、認定基準案においてもただし書きと計算式を認定基準の一部として、継続追加して頂きたい。</p> <p>【ただし書きと計算式】 ただし、ガラス再生軽量骨材を用いた製品は、以下の計算式によって得られる値が0.5以上であること。計算式:$(1.7 / (\text{ガラス再生軽量骨材の単位容積質量}) \times (\text{ガラス再生軽量骨材の重量}) + (\text{他の再生材料の重量})) / (\text{製品重量})$</p> | <p>意見を参考に修正しました。</p> |
| フリーアクセスフロア | <p>1. 類型名がフリーアクセスフロアとなっていますが、内容を見ると再生素材を利用した製品としか受け取れません。また再生素材も再生プラスチック、石炭灰、再生ゴム、ガラスカレット、スラグ、エコセメント、廃石膏となっており、材料もかなり制限されています。これに該当するフリーアクセスフロアは、充填材(モルタル充填系)がある物と、樹脂系のフリーアクセスフロアしか該当しません。そういう意味では類型名がフリーアクセスフロアというのは適切でないと思われまます。類型No.118「プラスチック製品」、No.123「再生材料を使用した建築用製品」と何処が違うのでしょうか？</p> <p>2. フリーアクセスフロアは、建築物の床としての強度確保も必要であります。再生材料が製品重量の50%を使用すると強度確保が出来ないものが多数出てきます。フリーアクセスフロアは、いくつかの材料をアッセンブルした製品でその素材により特長を出しています。指定された再生材料を主としなければならないというのはエコマーク評価基準の本質なのでしょうか。疑問を感じます。アルミ、スチールを製品重量の50%以上使用しているフリーアクセスフロアはエコマークの評価対象にすら当たらないということなのでしょうか？</p> <p>3. フリーアクセスフロアという類型名で実施されるのであれば各社の現在市販されているフリーアクセスフロアが環境的改善を行えばエコマーク所得できるという評価基準が必要と感じます。また、上記の再生材を使用しなくても環境的に配慮されている製品自体も対象からはずすというのは納得が出来ないところであります。</p> <p>4. 評価基準は、製造時のみの評に偏っており、制定の目的にある「製品のライフサイクルの概念の導入」ということを満たしていないと感じます。製品設計、使用時、廃棄時、リサイクル可能比率などを評価基準に入れるべきだと思います。</p> | <p>意見を参考に、省資源、使用後のリサイクルに配慮した設計を要件とする3R設計の評価を新たに加えしました。また、使用後の回収・リサイクルの評価を新たに選択肢として加え、再使用・リサイクル率が80%以上の製品について材料に限らず対象となるよう製品範囲を拡大しました。リサイクル率についてはフリーアクセスフロア工業会中期3R率を参考としております。なお、再生材料を使用した製品については、現行基準でもエコマーク認定品が多く、現状維持が適当と判断いたしましたので選択肢の一つとして継続させていただきました。</p> |

| | | |
|-------------------|--|--------------------------|
| <p>フリーアクセスフロア</p> | <p>今回フリーアクセスフロアに関する商品類型の基準として再生材料の50%以上の配合となっています。これはフリーアクセスフロアでは、以下の事からかならずしも環境に配慮しているとは考えられません。</p> <p>1) フリーアクセスフロアの材質は多岐にわたりますが、この基準を満足できる材質はごく一部の材質に限られます。その材質の一部には廃棄時にリサイクルできないものもあります。また、再生材を混入し易い窯業系のは、ほかの材質に比べ重量が重く、製造時、輸送時においては建物に対する重量負荷が大きく、それらによるエネルギー効率が良いとは決して言えません。</p> <p>2) 金属系の材質のものは、今回指定の再生材料の混入は不可能である。但し、トータル的な環境面では重量が軽く、製造から廃棄までの環境負荷が小さい製品と言えます。当然、スクラップによる材料のリサイクルは100%可能です。</p> <p>以上より、トータル的に見た産業活動上のエコ商品が認定できない基準は片手落ちではないかと考えます。フリーアクセスフロアは材質の種類が多く、こういった間違った基準を産んでしまうものと考えます。基準化にはトータル的に見た検討が必要と考えます。</p> <p>また、フリーアクセスフロアは強度製品のため、再生材の配合比率も単にたくさん入れればいいものではなく、もっと十分な検討が必要と考えます。重量比率であれば20～30%程度が現実的ではないかと思えます。</p> <p>いずれにしても十分な検討を行った上での基準化を希望します。</p> | <p>意見を参考に修正しました(同上)。</p> |
| <p>フリーアクセスフロア</p> | <p>基準の原点が再生材料をしようしているところからスタートしているため、このような意見は検討に値しないかもしれませんが、オールスチールで構成した製品で、使用後のリサイクル性を重視したものがあります。本基準案では、このような配慮をした製品は、対象にならなくなります。が、今後の検討で対象にしていくようなお考えがないかどうかを知りたい。</p> <p>本基準案では、解体、廃棄、リサイクルのマニュアルを有することとなっています。将来的な話になるかもしれませんが、マニュアルだけでなく、廃棄やリサイクルの実態を運用していることを要件にしていくべきではないでしょうか？複合材(スチール中実のパネル)で構成した部材は、その処理がメーカーに委ねられることもない話ではないと考えますので、業界全体でリサイクルプラントを作るなどの大層な話しまで視野に入れて、エコを考えてはどうか？</p> | <p>意見を参考に修正しました(同上)。</p> |
| <p>フリーアクセスフロア</p> | <p>再生材料が製品重量の50%以上使用しているフリーアクセスフロアの強度確保は、とても難しいです。エコマーク取得した製品の再利用は、如何でしょうか？エコマークの付いた大きな産業廃棄物になりませんか？環境を考えた製品こそ、エコマークを付けるべきです。(再生材の何%ではなく)</p> | <p>意見を参考に修正しました(同上)。</p> |

| | | |
|------------|--|---|
| フリーアクセスフロア | <p>既に、No.123「再生材を使用した建築製品」で認定を受けている場合、新基準のNo.123「建築製品(内装工事関係資材)分類D-3フリーアクセスフロア」に移行されるのか。また、移行手続きが必要なのか？</p> <p>再生材料の合計質量が、製品全体の総質量の50%以上であることとなっているが、再生材料が軽いものでその他の材料が重いものは、非常に多くの再生材料を使用し容積は大半を占めていても質量が50%以上にならない場合がある。材料の質量による左右されるのではなく、容積を判定基準とすべきではないか。</p> <p>基準に示されている材料でない認定を受けることができないのか？その場合、新たな再生材料を使用したフリーアクセスフロアが製品化された場合は対象外となるのか？パーティクルボード(再生木材)の表記が無いが、当社の製品でパーティクルボードを使用した製品が、No.123「再生材料を使用した建築用製品」のエコマーク認定を既に取得している製品があるため、少なくともパーティクルボードは表記してほしい。</p> | <p>意見を参考に修正しました(同上)。再生木材については、再生材料として追加いたしました。</p> <p>なお、No.123「再生材を使用した建築製品」で認定を受けている製品は有効期限日までに、新基準のNo.123「建築製品(内装工事関係資材)Version2分類D-3フリーアクセスフロア」への移行手続きが必要となります。</p> |
| フリーアクセスフロア | <p>分類について、改正後の分類が「フリーアクセスフロア」となっています。しかし、フリーアクセスフロアの材質は多岐に亘り、エコマーク認定基準に該当するフリーアクセスフロアは、ごく一部の材質のものでしかありません。従って、分類名を「フリーアクセスフロア」とするのは、適切ではないと考えます。もっと対象を絞った分類にすべきではないか。「フリーアクセスフロア」という語句を使用するならば、「再生プラスチック、再生ゴム、スラグ、エコセメント、石炭灰、ガラスカレット、廃石膏を使用したフリーアクセスフロア」などにすべきと考えます。ただの「再生材料を使用したフリーアクセスフロア」では、再生金属を使用している製品が対象とならないため、不適切です。</p> <p>また、123V2基準D-3を見る限り、エコマークの特徴の一つである「ライフサイクルの考慮」がされているようには思えない。</p> | <p>意見を参考に修正しました(同上)。</p> |
| フリーアクセスフロア | <p>既存製品では、樹脂系は既に類型123でエコマーク認定を取得しており、登録更新時の手続きに影響が出る程度で、商売上の影響は無いと考えております。また、今回の改正で窯業系もエコマークを受ける機会がでたわけですが、窯業系を取りやめており、これも影響は無いと考えます。</p> <p>一方で再生材料の使用だけが登録基準の根幹となっている点について、若干の疑問もあります。リサイクルの観点では、むしろ金属が優れていると思います。以前より金属のリサイクルはビジネスとして成り立ち、広く普及してます。金属に比べ、再生樹脂やエコセメントは後発であり、後発であるが故にエコマーク対象になれることになっていないかと思っております。</p> | <p>意見を参考に修正しました(同上)。</p> |
| フリーアクセスフロア | <p>再生材料の割合が、質量の50%以上とする...に関して、パネルのみでも、スチールパネルは殆ど不可能、充填材が全量再生材料にならない限り不可能。エコセメントを使用した場合は、再生材とカウントされないので使用する意味がない。この規定を満足させるには、厳しいと感じます。その他の事項は、目新しい内容は無いので問題ありません。</p> <p>エコマークが環境に優しい製品とうたうならば、再生材料使用というよりも、製品の3Rが用意とか、廃棄時環境負荷が少ない、炭酸ガス削減とか、顧客受けする内容が必要と感じます。</p> | <p>意見を参考に修正しました(同上)。</p> |

| | | |
|------------|---|-------------------|
| フリーアクセスフロア | 製品特性の材質から環境に対して検討した場合、それぞれの材質の原料特性があってしかるべきで、再生材を使用しやすい材質もあるが、逆に再生材を使用することによってコストアップする材質もある。環境だけを考えると全ての材質で再生材を使用することも考えられるが、コストは無視できない大きな要因の一つである。環境に応じた材質の選択をするのは、各企業であり、環境協会の規格は問題ではないと思う。 | 意見を参考に修正しました(同上)。 |
|------------|---|-------------------|

以上